

養殖業成長産業化推進協議会
2024年3月5日

水産業界におけるアニマルウェルフェア（動物福祉）について



- ◆ 養殖業の成長産業化において、生産物の海外輸出は重要な取り組みとして位置付けられている。そのため、今後これらが輸出の障壁とならないためにも、輸出の向け先国での動物福祉についての考え方等について情報を取りまとめた。
- ◆ 世界的な動物福祉の取組としては、各国で以下のような対応が行われている。

国際的なルール

OIE（国際獣疫事務局）…180の国と地域が加盟する動物衛生の向上を目的とした機関（2015年8月時点）は以下の規約を推進することとしている

（1）「水生動植物：水生動物衛生規約」

加盟国は以下の点などについて自国内にて推進していかなければならない

- 自国の水生動物の衛生環境に関する取組及び出来事に関する情報をOIEにて共有（第1章）
- 国内外間における水生動物取引が移出先在来種及び生態系に及ぼす影響のリスク分析（2章）
- 自国内にて水生動物に生じうる感染症に対する予防・治療体制の構築（3～4章、6章）
- 水生動物の輸送・取引時における健康的かつ衛生的環境の実現
- 養殖魚の生簀規格、輸送方法、屠殺時の気絶方法等に関する指標（7章）
- 両生類、魚類、甲殻類、軟体動物固有の疾病対策（8～11章）

◆ 世界的な動物福祉の取組としては、各国で以下のような対応が行われている。

国	公的規制	民間の自主ルール及び取り組み
EU	「アムステルダム条約」、「リスボン条約」で魚類を含めた動物福祉施策の実施を明記 「欧州理事会指令」で輸送、屠殺に対する規則が存在	スクレッティングは投薬を最小限に抑えるための取組を実施
イギリス	「アニマルウェルフェア法」ですべての脊椎動物（魚含む）への致傷・虐待行為の禁止事項を明記 2022年には甲殻類や頭足類も対象	- 小売り大手のセインズベリーは動物福祉に関する独自の基準を設定 - 三ツ星レストランのLocanda Locatelliはロブスターやカニ類を調理する際、痛みを最小限に抑えられるよう専用のスタンガンを使用
ノルウェー	「動物福祉法」で魚類、甲殻類、頭足類等の水産生物を対象に飼育、繁殖、利用等における規定を明記	- モウイは養殖魚の福祉と快適な生活環境に関する方針を定め、医薬品の使用や養殖密度、漁獲後の処理等に関する自主規制を実施 - サルマールは、「フィッシュ・ウェルフェア（魚の福祉）」に則った養殖を実施

◆ 世界的な動物福祉の取組としては、各国で以下のような対応が行われている。

国	公的規制	民間の自主ルール及び取り組み
アメリカ	- フィンニング禁止法（連邦法）で、政府はフカヒレ目的のサメ漁を禁止 - 州法でフカヒレの売買や所持を禁止（12州）	BAP認証の取得などで、動物福祉に対して海域の環境対策や飼育密度の数値基準を設け、抗生剤の使用を制限、屠殺前の気絶処理を義務化
カナダ	「イルカ及びクジラの飼育廃止法」でリハビリ及び政府からの認可があった場合を除き、原則として国内では動物園・水族館を含め新規の鯨類の輸入・入手・飼育・販売・繁殖は違法で、罰金などの罰則規定あり	BAP認証の取得などで、動物福祉に対して海域の環境対策や飼育密度の数値基準を設け、抗生剤の使用を制限、屠殺前の気絶処理を義務化
チリ	水産業を管轄する水産庁は、養殖場の管理プログラムを作成し、その内容に基づいて国内のすべての養殖場に対し養殖魚種の健康状態の管理や医薬品の投与等について規制を実施	チリの生産拠点においてもノルウェーのサーモン養殖会社モウイは、自社の動物福祉基準に則った養殖事業を展開

◆ 世界的な動物福祉の取組としては、各国で以下のような対応が行われている。

国	公的規制	民間の自主ルール及び取り組み
中国	「中国動物福祉アセスメント一般原則」で国内における動物福祉（水産物に対する記載なし）の実施方法、評価範囲、実施要件等について規定	水産加工業者グアンドン・グルメ養殖（GGAP）は、2013年に傘下の養殖業者がBAP認証を取得
韓国	- 農林畜産食品部（日本の農林水産省に該当）内に獣医やNGOなどから構成されるアニマルウェルフェア委員会を設置し、関連施策の立案・提案・助言を行う。国及び地方自治体は、「動物の保護と適切な管理のためのアニマルウェルフェア計画」を5年に一度作成し、承認された内容に応じてそれぞれ施策を実施 - 施策対象は魚類のうち大統領政令で定められた種	莞島(ワンド)郡にある15カ所のアワビ養殖場が2018年ASC認証を取得
タイ	「動物福祉法」はペット、展示動物、実験動物、産業動物を包括的に保護する法律となっており、水産物に関する記載は特になし	エビ類の養殖・加工などを営むIDST CO.LTD.は、自社の養殖場にてエビのストレスを最小限度に抑えるために、飼育密度の抑制を実施
インド	2013年以降、インド政府は動物園・水族館におけるイルカの新規飼育を禁止	バナメイエビの養殖・加工・輸出を営むスリアミトラ社は、BAP認証を取得

◆ 世界的な動物福祉の取組としては、各国で以下のような対応が行われている。

国	公的規制	民間の自主ルール及び取り組み
ニュージーランド	「動物福祉法」で魚類（軟骨魚・硬骨魚）、タコ、イカ、カニ、ロブスター等を対象とする虐待的行為、痛みを伴う屠殺を禁止し、各事業者がこれら生物の健康維持に努める義務を課している - 水生生物に関して、養殖場やレストランの生簀についても生育環境の基準を設定	キングサーモン養殖大手のニュージーランドキングサーモン社は、養殖魚が極力健康的な生活を送れるよう、養殖場は水質や周辺の藻場環境などにも配慮
オーストラリア	- 国内法で動物福祉に関する独自の法規制はなし。全て地方自治体に法規制の整備に関する権限を委譲 - 州法で各州が動物福祉に関する州法を独自に制定 - 州によって異なるものの、魚類とエビ・カニ類もアニマルウェルフェアの対象に指定し、飼育・養殖・漁獲・屠畜・調理時の残虐的行為を禁止、ガイドラインなども設定	タスマニア島のサーモン養殖業者であるヒューオン社は、低密度養殖や薬品の未投与などを実施

- ◆ 国内では「アニマルウェルフェアに配慮した養殖業」を推進するための資料として、水産庁は取り組み方法等を記載した資料を公開
- ◆ また、養殖業者としては、エコラベル等の認証において動物福祉に配慮した内容を義務付けているものも存在。

概要

MEL
2.0

- ・ 原則 2. 養殖対象水産動物の健康と福祉に対する配慮(養殖対象水産動物の衛生福祉が確保されていること)



マリン・エコラベル・ジャパン 協議会

ASC

- ・ 健康と福祉の基準では、水質に関する要件、飼育密度、魚に不必要な苦痛を与えないようなメ方、できれば機械的または電氣的もしくは両方の実施が含まれる。この基準では、窒息、二酸化炭素、塩浴、アンモニア浴、内臓除去など、魚にとって極めて好ましくないことが証明されている魚の締め方の使用を廃止することを求めている。また、魚の気絶処置を義務付ける過程として、異なる魚種に対する現在の慣行を考慮しながら段階的に導入していく予定としている。（2022年）
- ・ 上記の内容はASC理事会での承認後、2024年4月にASC養殖場基準として正式に発表される予定



BAP

- ・ 動物福祉に対して海域の環境対策や飼育密度の数値基準を設け、
- ・ 抗生剤の使用を制限、屠殺前の気絶処理を義務化



◆ 国内の養殖関連業者においても、動物福祉への取組や関心が増加中

株式会社タイチの取組

- MEL2.0の取得を推進中（2025年取得予定）
- 飼育密度の低減
- 家畜に心を通わせストレスなく健康に育てる飼育方法
- きれいな言葉をかけてやる、心を通わせる



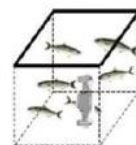
マルハニチロの取組

- 国際獣疫事務局（OIE）において定義されている「5つの自由」を尊重した事業活動を推進
- 飼育密度の低減、飼育環境への配慮、魚への負荷を軽減させた魚体測定方法、接種時のストレスを軽減するワクチン自動接種機の導入、抗生物質使用量の削減等

AI魚体測定カメラ

カメラ計測

- ・1生簀5～10分で計測可能
- ・サンプル数は300～1,000匹
- ・1人で計測可能（カメラの垂下のみ）
- ・魚体へのダメージ無し（アニマルウェルフェア（動物福祉）に対する配慮）

AIによる自動識別
測長・魚体重推定

データの活用



分析・システムへ

ニッスイの取組

- 魚病の管理、締めと事前の気絶、AI・IoT技術を活用した体長などの測定を自動化
- ASC認証取得、BAP認証とMEL認証の取得推進
- アニマルライツセンターが国内のアニマルウェルフェアに貢献した企業を表彰する「アニマルウェルフェアアワード2023」を受賞

